

茨城県水戸市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

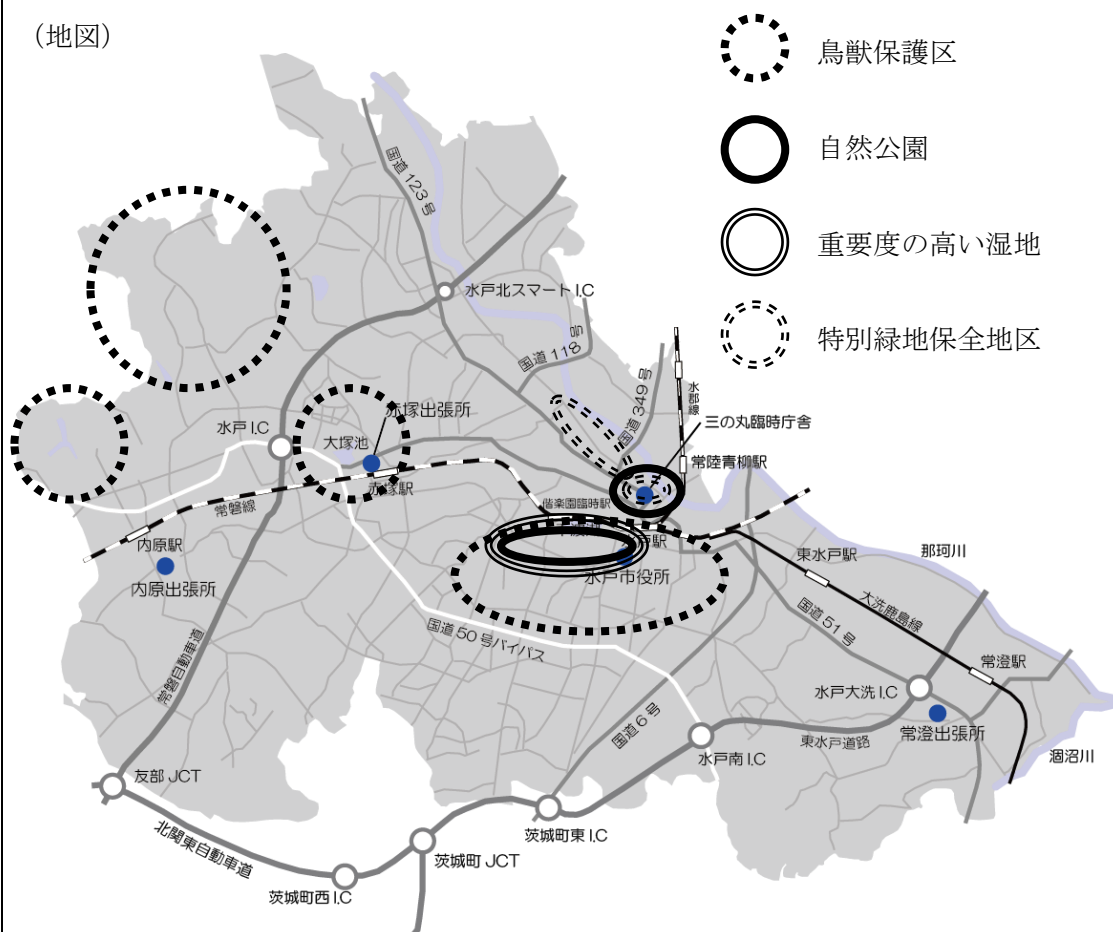
（１）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月現在における茨城県水戸市の行政区域とする。概ねの面積は 21,732 ヘクタール程度（水戸市面積）である。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び自然公園法に規定する県立自然公園及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び都市緑地法に規定する特別緑地保全地区は促進区域から除くものとする。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園、国定公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は、本促進区域には存在しない。

（地図）



（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

本市は、首都東京から約 100 キロメートルの距離にあり、関東平野の北東端に位置する県庁所在地である。市域の北側は那珂川を隔てて、ひたちなか市、那珂市に接しており、東側は大洗町に、南側は茨城町に、西側は笠間市、城里町に接している。本市の総面積は 21,732 ヘクタールであり、地形は、那珂川とその支流の桜川沿岸の低地地区、水戸台地と呼ばれる台地地区及び丘陵地区の三地形区分に分けられる。市の中央から南部にかけて広がる台地地区は、標高 30 メートル前後で、商業・業務機能を持つ中心市街地が形成されている一方、丘陵地区は、標高 100 メートル前後で、森林公園やかたくりの里公園などの豊かな緑地地帯となっている。

本市の人口は、2015(平成 27)年の国勢調査で 270,783 人となっており、県内第 1 位で、県全体の約 9 パーセントを占めている。本市では、通勤や通学によって、昼間に流入する人口が多く、昼夜間人口比率は約 113 パーセントとなっている。これは、全国的に見ても極めて高い比率であり、水戸市を中心とする地方中核都市圏における拠点性、中枢性の高さを示している。

また、市のほぼ中央に位置する水戸駅には、首都圏や東北方面とつながる主要路線の J R 常磐線及び県内各地を接続する J R 水戸線、J R 水郡線及び鹿島臨海鉄道の大洗鹿島線が乗り入れているほか、常磐自動車道と北関東自動車道の 2 つの高速道路が通るアクセス性の良さに加え、海外とも定期便で結ばれている茨城空港や重要港湾である茨城港が近接するなど、陸・海・空の広域交通ネットワークが形成されており、全国はもとより海外ともつながる物流のゲートウェイとしての機能を有している。

本市の産業構造としては、県内の商業・文化の中心として発展を続けたことにより、商業・サービス業を中心とする第 3 次産業に特化した産業特性を有しており、年間商品販売額は約 1.4 兆円で、県内シェアの約 22 パーセントを占め、小売業の店舗数も県内 1 位である。茨城県生活行動圏調査によると本市を中心とする商圏人口は約 80 万人に及び、いずれも県内最大規模を誇っている。

また、農業も盛んであり、本市の総経営耕地面積は、2015 年において 4,041 ヘクタールで県内有数の規模であるほか、梅、納豆、常陸牛、アンコウ、ウナギ、ネギ、胡麻、パプリカ、米、チーズ、酒等の地域産品があり、水戸の梅産地づくり協議会を立ち上げるなど、ブランド力強化や付加価値向上への取組が進められている。

工業系事業所については、東部工業団地(32.7 ヘクタール)や米沢工業団地(26.6 ヘクタール)の拠点を中心として、金属製品製造業や機械器具製造業の集積が図られているほか、商業圏の近傍において印刷業や食品製造業等、生活関連製造事業所が立地し、県庁所在都市という行政・業務機能を生かした都市型工業が成長している。

観光振興に向けては、日本三名園の一つである偕楽園をはじめ、千波湖や弘道館など、自然や歴史的な観光資源を有するほか、水戸芸術館をはじめとする都市的な魅力も持ち合わせており、年間約 360 万人の観光客が訪れている。現在は、水戸城跡周辺地区等の歴史的観光資源や新市民会館等の集客施設の整備を進めており、新たな観光資源の創出により、更なる交流人口の増加を目指している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、雇用者数の約 23 パーセント，売上高の約 67 パーセント，付加価値額の約 20 パーセントを占める卸売業，小売業(経済センサスー活動調査(平成 24 年))を中心として第 3 次産業の割合が 86 パーセントを占めている。今後は，農林水産業，製造業，観光業等の発展を促進するとともに，本市の産業特性である第 3 次産業との連携を後押しするほか，I o T 等技術の活用による製造販売等のプロセスの改善を促進し，付加価値額の増加及び質の高い雇用の創出を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額（全産業）	—	1,438 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり平均 170 百万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を 6 件(地域の特性及びその活用戦略①～⑥より各 1 件以上の地域経済牽引事業創出を目指す)創出し，これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.41 倍(県内関連業種の生産波及係数)の波及効果を与え，促進区域で 1,438 百万円の付加価値を創出することを目指す。

また，その他の事業評価指標（K P I）として，地域経済牽引事業の創出件数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の創出件数	—	6 件	—

(算定根拠)

地域経済牽引事業の創出件数は上記「経済効果の目標」における設定による。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,092 万円（茨城県の 1 事業所当たり平均付加価値額（経済センサス-活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が、開始年度比で 3 パーセント以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 3 パーセント以上増加すること
- ③雇用者数が開始年度比で 1 パーセント以上もしくは 2 名以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

現時点では該当なし。

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①偕楽園、弘道館、水戸城跡周辺地区等の観光資源を活用した観光分野
- ②水戸ホーリーホックや茨城ロボッツ、スポーツ振興施設等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ分野
- ③梅、納豆、常陸牛、アンコウ、ウナギ、ネギ、胡麻、パプリカ、米、チーズ、酒等の地域特産を活用した農林水産、地域商社分野
- ④金属製品製造業、機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等の産業集積を活用した産学官連携による成長ものづくり分野
- ⑤国立大学法人茨城大学等の教育機関の集積を活用した第4次産業革命分野
- ⑥水戸インターチェンジなどの4つのインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

①偕楽園、弘道館、水戸城跡周辺地区等の観光資源を活用した観光分野

本市は、日本三名園の一つである偕楽園をはじめ、千波湖や弘道館など、自然、歴史的な観光資源を有するほか、全国的にも知名度の高い水戸黄門など、多種多様で魅力のある地域資源に恵まれている。毎年2月から3月に開催する偕楽園や弘道館で咲き誇る梅の花や香りを楽しめる梅まつり（観光客数：H27 約 49 万人、H28 約 56 万人、7 万人増）をはじめ、毎年8月に夏まつりとして開催する水戸黄門まつり（観光客数：H28 約 93 万人、H29 約 97 万人、4 万人増）など、年間を通して様々なイベントを開催しているほか、世界的指揮者である小沢征爾氏が館長を務める水戸芸術館（入館者数 H27: 約 14 万人、H28: 約 13 万人、約 1 万人減※館外公園利用者は除く）を中心とした芸術・文化の拠点づくりを進めるなど、本市の魅力を積極的に発信しながら、観光客誘致を図っている。

平成 27 年には、偕楽園、弘道館、水戸城跡周辺地区が「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」として日本遺産に認定されるなど、年間の観光入込客数は約 360 万人を誇っている。

今後も、水戸城跡周辺地区等の歴史的観光資源の更なる魅力向上を図るとともに、コンベンションの拠点となる新市民会館等の集客施設の整備を進めることとしており、これらを効果的に活用し、交流人口の増加を図ることによって、観光関連事業が更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

②水戸ホーリーホックや茨城ロボッツ、スポーツ振興施設等のスポーツ資源を活用した観光・スポーツ分野

本市では、プロスポーツクラブである「水戸ホーリーホック」や「茨城ロボッツ」が

本拠地として活動しており、トップレベルの競技スポーツに触れる機会の充実が図られ、多くの観客を動員している。

(観客動員数：水戸ホーリーホック H27：101,132 人，H28：112,668 人，J リーグ全体 H27：9,178,812 人，H28：9,429,515 人)

(茨城ロボッツ H28：31,404 人，B リーグ全体 2,262,409 人※H28 がリーグ初年度)。

また、平成 28 年度初開催となった、日本陸連公認のフルマラソン大会である水戸黄門漫遊マラソンには約 15,000 人が参加したところであり、平成 31 年には茨城国体の開催を控えるなど、市民のスポーツへの関心を高めながら、様々な形でスポーツに親しむことのできる機会の充実を図っているところである。

さらには、スポーツの振興とあわせ、にぎわい創出や交流人口の増加にもつながる大規模大会等の開催、誘致を図るため、中心市街地に近接している東町運動公園において、新たなスポーツコンベンション型体育館の整備等を推進しているところである。

これらを効果的に活用し、スポーツの振興とともに、スポーツコンベンションの進展を図ることによって、観光関連事業を中心として、更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

③梅、納豆、常陸牛、アンコウ、ウナギ、ネギ、胡麻、パプリカ、米、チーズ、酒等の地域特産を活用した農林水産、地域商社分野

本市は八溝山系の山々の影響により、台風や霜、雪などの被害も少なく、那珂川沿岸や涸沼川流域、内原地区等では稲作や野菜、市街地周辺の台地部では畑作、北西山間部では観光果樹など、それぞれの地域で特色ある農産物の生産が展開されている。

経営耕地面積は、2015（平成 27）年において、4,041 ヘクタール（田 3,140 ヘクタール、畑 780 ヘクタール、樹園地 121 ヘクタール）となっており、県内有数の規模を誇っている（米の生産量：茨城県が全国第 4 位。県内において水戸市は第 4 位）。

また、本市では、梅、納豆、ネギ、胡麻、パプリカ、米、常陸牛、アンコウ、ウナギ、チーズ、酒等の農水産物のブランド化に取り組んでいる。古くから水戸になじみ深く、知名度の高い「梅」については、「ふくゆい」という水戸産梅の新たなブランド化を図るなど、付加価値の向上と産地づくりへの体制構築に取り組んでいる。また、総務省家計調査で一般家庭の支出金額が日本一である納豆（平成 28 年累計納豆出金額 5,565 円（第一位））については、納豆を藁で包んだ「わらつと納豆」が有名であり、本市を代表する土産品として定着している。商品の安定供給、更なる消費拡大に向け「水戸市わら納豆推進協議会」が設立されるなど、官民共同による取組が進められている。ネギについては、柔らかくて甘いという商品特長から「水戸の柔甘ねぎ」というブランド化を図り、知名度向上、流通を促進するため、PR 動画を動画配信サイトで公開するなど、各種 PR を行っている。胡麻については、内原地区胡麻生産研究会を発足し、水戸胡麻として地域の特産物となるよう生産量を増やし、全国への流通・販売を図っている。さらには、学校給食でパンに練りこんで提供され、子どもたちにもなじみ深いパプリカ、地元の人たちにも愛され、観光客にも人気のあるウナギやアンコウ、常陸牛を提供する店舗が多数（中心市街地に 10 店舗以上）あるなど、地域特産を活用した「食」による本市の魅力の発信が図られている。

なお、それらの地域産品の取引拠点として、水戸市公設地方卸売市場が設置されてお

り、地方卸売市場としては全国第1位の取り扱いを誇るなど、本市はもとより、近県や周辺市町村の流通拠点として第3次産業を支えている。

これら農水産物をそのまま市場に出荷するだけでなく、市内において付加価値の高い加工品製造や飲食サービスへ昇華することで、地域経済循環を活性化すべく、市内事業者による6次産業化・農商工連携を推進しており、現在は県による県産品海外展開支援事業を活用し、地産食材加工品の海外販路開拓を目指す企業があるなど、新たな販路拡大に向けた動きが活発化しつつある。

以上のとおり、本市内において、全国有数の農水産品が多種多様に生産・加工されている特徴から、農水産物による6次産業化、農商工連携、地域商社関連事業には高い成長性が見込まれる。

④金属製品製造業、機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等の産業集積を活用した産学官連携による成長ものづくり分野

茨城県は、本市を中心として国内の研究機関や大企業が集積しており、産学官連携による研究、開発が盛んに行われている。

本市の工業系事業所については、東部工業団地(32.7ヘクタール)や米沢工業団地(26.6ヘクタール)の拠点を中心として、金属製品製造業や機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等が集積(従業者1人当たりの付加価値上位三業種(金属製品製造業1,101万円、機械器具製造業818万円、窯業・土石製品製造業883万円))しているほか、商業圏の近傍において印刷業や食品製造業等、生活関連製造事業所(電気機械製造業)が立地し(従業員数上位三業種(食料品製造1,940人、印刷業・同関連業751人、電気機械製造業627人))、県庁所在都市という行政・業務機能を生かした都市型工業が進展してきた。

本市工業の発展を支える新技術開発には、近接市町村に立地する各種支援機関(茨城県工業技術センターや量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所、ひたちなかテクノセンター、(独)日本原子力研究開発機構、大企業の研究機関等)が密接に関わっている。

これらの活用例として、(株)ヨシダは、(株)日立製作所等と共同して、リニア新幹線に欠かすことのできない部品である「磁気軸受装置用超伝導コイル」を試作したほか、量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所との共同開発により、ITER(国際熱核融合実験炉)を構成する核融合炉製品のプラズマの不純物を制御するためのダイバータに関連する機器の製作に関わっている。これらの開発を進めることにより、21世紀型のインフラ整備及び新エネルギー分野の高い成長が見込まれる。

なお、(株)ヨシダは、ITER(国際熱核融合実験炉)を構成する核融合炉製品のプラズマの不純物を制御するためのダイバータに関連する機器を製造する生産工場の新設を予定している。

また、(有)菊池製作所では、インフラの発展を目指すため、茨城県工業技術センターと共同開発で自動車部品(タイミングベルト)の生産設備(SUS301Sを使用した製缶構造の焼鈍炉)を製作した。なお、再生可能エネルギーである風力発電事業においては、世界を代表するゼネラル・エレクトリックと大型エアークーラーを共同開発し、品質に高い評価を受け、(株)日立製作所をはじめ、多くの企業から受注されている。

㈱ミトリカでは、茨城県工業技術センター及び電気通信大学と共同開発で、食品のアミノ酸含有量や大気汚染の分析に用いられる「キセノン系ランプ」と呼ばれる分析機器用ランプを開発したほか、平成 27 年 12 月より産業技術総合研究所と共同で、MR I 検査用超高感度な磁気センサーやリニアモーターカー用などの強力磁性材料研究に使用される編極フィルターの実用化に向け、「アルカリ金属を封入したガラス製セル」の開発を進めており、実用化されれば医療機器分野への高い貢献が見込まれる。このほかにも、産学官連携による技術開発で長寿命重水素放電管（平成 22 年）、重水素放電管電源（平成 25 年）、環境分析装置用水銀ランプ（平成 26 年）等、多くの開発を行っている。

上記は、研究機関等の代表的な活用例であり、他の事業者においても、それら研究機関等と積極的な連携が図られている。また、公的支援機関の㈱ひたちなかテクノセンターと水戸市の連携によって、平成 29 年度から、企業支援の専門家であるコーディネーターを配置（水戸市産業活性化支援事業：相談企業数 204 社（H29. 6～9 月））したところであり、成長ものづくり分野を中心として、本市の中核となる企業の育成・支援に取り組むとともに、地域特性でもある集積した教育機関（国立茨城大学等）との連携を強化しながら産学官連携を促進することによって、金属製品製造業などの成長ものづくり分野の技術革新、新商品開発が図られるなど、更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

⑤国立大学法人茨城大学等の教育機関の集積を活用した第 4 次産業革命分野

各種産業の成長にとって、重要な役割を担うことが期待される IT 人材については、全国的にも人材不足が深刻化（経済産業省の調査では、現在の IT 人材数が 91.9 万人に対し、17.1 万人不足と推計している。）しているが、本市内には、私立高校も含めて 16 校もの高校があり、国立大学法人茨城大学や大学法人常磐大学があるほか、多数の専修学校（約 20 校）が設置されており、人材育成を担う教育機関や機能が集積しているという特性がある（国立大学法人茨城大学では第 4 次産業革命分野に取り組むため、平成 30 年度から自動運転技術等の先進機械技術を扱う機械システム工学科、IoT 技術等の先端的な電気電子技術に取り組む電気電子システム工学科、新物質・新工業材料の開発に取り組む物質科学工学科等に改組が行われる（認可済み））。

本市では、ICT を有効活用した市民協働のまちづくりに向け、国立茨城大学との連携により、インフラの不具合等（道路の陥没・公園遊具の破損等）を市民に報告してもらうスマートフォンを活用したシステムの実証実験に取り組むなど、学官連携による市民協働のシステム研究を通じた人材育成を推進している。

また、新たな地方創生のモデル創出に向けて、水戸ホーリーホックと連携協定を結ぶ国立茨城大学、情報通信関連企業との共同により、茨城県とベトナムの国際交流及び農業支援提携、IoT 技術を採用した新たな IT 農業（スマートアグリ）ビジネススキームの構築に向けた「スマートアグリプロジェクト」が取り組まれるなど、産学連携による事業推進が図られている。

本市においては、教育機関や各市民センターへの Wi-Fi スポット整備による情報通信の普及事業等により、ハード面からの環境づくりを進めながら、今後も人材育成を担う教育機関や機能が集積しているという特性を効果的に活用し、それらの教育機関や産業界等と連携強化を図るとともに、IT 産業における人材育成を推進することによって、

I T 関連産業が更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

⑥水戸インターチェンジなどの4つのインターチェンジ等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

本市は茨城県のほぼ中央に位置し、首都東京から約100キロメートルの距離にあり、鉄道や高速道路を利用した場合、おおよそ1時間でアクセスが可能であり、交通ネットワークが充実している。

高速道路については、常磐自動車道だけでなく、茨城県を東西に横切る北関東自動車道もあり、宇都宮市、前橋市及び高崎市などの北関東の主要都市とも結ばれているほか、水戸インターチェンジ、水戸北スマートインターチェンジ、水戸南インターチェンジ、水戸大洗インターチェンジと4つのインターチェンジを有し、アクセス性の良さも兼ね備えている。

さらには、海外とも定期便で結ばれている茨城空港や重要港湾である茨城港が近接しており、陸・海・空の広域交通ネットワークが形成されていることにより、全国はもとより海外ともつながる物流のゲートウェイ機能を有しており、200を超える事業所（平成26年経済センサス）が立地している。

また、農産物をはじめとした地域産品の取引拠点として、水戸市公設地方卸売市場が設置されており、地方卸売市場としては全国第1位の取り扱いを誇るなど、本市はもとより、近県や周辺市町村の流通拠点として第3次産業を支えている。

上記のとおり、本市の物流拠点としてのポテンシャルは高く、既に各種物流関係企業（佐川急便茨城支店、東水運輸㈱等）が立地していることに加え、運輸、物流の需要は拡大し続けていることから、これらの物流のゲートウェイ機能を効果的に活用することによって、卸売業や運送業などの物流関連産業が更なる成長を遂げる可能性は高いと見込まれる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①企業立地促進補助金制度の見直し・拡充

市内における設備投資の促進と新たな雇用の創出を図るため、地域経済牽引事業に取り組む事業者への支援や現行の企業立地促進補助金制度の拡充を検討するとともに、予算規模の維持・拡充に努める。

②固定資産税の課税免除制度

市内における設備投資の促進と新たな雇用の創出を図るため、「水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例」に基づく制度を運用するとともに、効果等の検証を踏まえながら、制度の見直しを検討する。

③不動産取得税等の県税免除制度

市内における設備投資の促進と新たな雇用の創出を図るため、県条例に基づく制度の周知・活用に努める。

④地方創生関係施策

平成 30 年度以降の地方創生推進交付金をはじめとした国の支援制度の積極的な活用を図りながら、次の施策を実施する。

ア 観光関連分野（５（１）①、②）において、ハード・ソフト両面による観光客受入体制の整備やインバウンド観光振興、DMO形成、誘客PR等の支援施策を実施する。

イ 農林水産、地域商社分野（５（１）③）において、農業の経営体支援や生産基盤整備等の事業環境整備やブランド化、６次産業化、新商品開発等の支援施策を実施する。

ウ 成長ものづくり分野（５（１）④）において、事務所の新增設や設備投資支援等による事業環境整備や新製品・新技術開発、販路開拓、生産性向上、人材確保・育成、専門家派遣等による経営力強化への支援を実施する。

エ 第４次産業革命、IT産業分野（５（１）⑤）において、事務所の新增設や設備投資支援等による事業環境整備や新製品・新技術開発、販路開拓、生産性向上、人材確保・育成、専門家派遣等による経営力強化への支援を実施する。

オ 物流関連分野（５（１）⑥）において、事務所の新增設や設備投資支援等による事業環境整備や専門家派遣等による経営力強化への支援を実施する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県は、ホームページにおける「茨城県オープンデータカタログ」の運営を通じ、庁内に保有するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促すなど、社会・経済の活性化に寄与することを目指す。

市は、ホームページにおける「水戸市オープンデータライブラリ」の公表等により、各種行政情報を発信するとともに、企業のニーズに合ったデータ項目の追加等の検討を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、水戸市産業経済部商工課が窓口となり、県においては、立地推進室が窓口となり、関係部署との調整を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①インフラの整備

交通ネットワークの更なる利便性向上を図るため、常磐自動車道の水戸北スマートインターチェンジのフルインター化を図る。

②ひたちなかテクノセンターとの連携による企業支援の強化

企業支援の様々なノウハウを有する専門家である産業活性化コーディネーターを配置し、地域未来牽引企業をはじめとした事業者ニーズの把握に努めながら、観光、成長ものづくり、物流関連分野等の企業経営力向上への指導や支援を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30～ 令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①企業立地促進補助金制度の見直し・拡充	運用(制度の見直しの検討)	運用(制度の見直しの検討, 実施)	運用
②固定資産税の課税免除制度	運用(制度の見直しの検討)	運用(制度の見直しの検討, 実施)	運用
③不動産取得税等の県税免除制度	運用	運用	運用
④地方創生関係施策	・交付金既活用事業の運用 ・交付金活用事業の事業計画の検討 ・年度内の市議会に予算案提出・審議予定	・地方創生交付金交付決定予定 ・事業開始予定	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータ化の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	設置・運用	運用	運用
【その他】			
①インフラの整備	整備	整備（完成）	運用
②ひたちなかテクノセンターとの連携による企業支援	コーディネーターの配置・運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、市商工団体や地域金融機関、県中小企業振興公社等と連携し、地域経済牽引事業に取り組む事業者の経営支援を重点的に行うとともに、特に成長ものづくり及び6次産業化・農商工連携の促進に当たっては、県内技術支援機関との連携により、必要な技術開発支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の内容及び実施方法

①茨城県工業技術センター、ひたちなかテクノセンター、量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所、産業技術総合研究所

6次産業化・農商工連携、成長ものづくり、IT関連産業の促進に当たっては、茨城県工業技術センター、ひたちなかテクノセンター、量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所、産業技術総合研究所等の公的試験研究機関において、技術的な相談、各種試験や評価のほか、技術的な課題を解決するための共同での研究など、必要に応じて様々な支援を行う。

②水戸創業支援ネットワーク協議会

同協議会は、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社、水戸商工会議所、水戸市常澄商工会、水戸市内原商工会、公益財団法人茨城県中小企業振興公社、一般社団法人茨城県中小企業診断士協会、茨城県信用保証協会、日本政策金融公庫水戸支店、水戸信用金庫、茨城県信用組合、常陽銀行、筑波銀行、水戸市産業経済部商工課で構成しており、地域における新事業展開や起業・創業の支援について、連携して対応できる体制が構築されていることから、本市における地域経済牽引事業の創出に当たっては、同ネットワークが、事業計画の資金調達、経営力強化等について各参画機関の専門性を生かした各種支援を行うことが可能である。

③茨城県デザインセンター

成長ものづくり等は、IoTをはじめとする情報通信技術や個々の技術力が基盤となっているが、それを産業として発展させるには、トータルデザイン（製品等の形状、製品等の説明書、PRしたい部分を表現する手法、広報手法など）が重要になる。隣接する市に立地する茨城県デザインセンターでは、デザインのコーディネート業務を行っており、各種企画等に関して、デザインコーディネーターが無料で相談に応じるほか、的確な人材を紹介するなど、デザインについて必要な支援を行うことが可能である。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、180キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成 8 年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、平成 25 年 3 月に改訂した「茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、事業活動に起因する公害の防止や資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されている。

加えて、促進区域内においては水戸市市環境基本条例（平成 12 年制定）を定めており、事業者の責務を明らかにしている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3 R の推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境部局と調整を図ることとする。

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減、リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づ

くりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる社会実現のため、平成 16 年に「水戸市安全なまちづくり条例」を制定し、市民、事業者等で組織する民間団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

地域経済牽引事業の促進に当たり、必要となる安全な住民生活の保全に関しては、水戸警察署や学校・警察連絡協議会、水戸市学校長会の所属長で構成された「水戸市安全なまちづくり推進委員会」を中心として、関係機関・団体と緊密な連携を図り、行政、住民、事業者らが協力して、一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、連帯感を高め、お互いに見守りあい、犯罪の起きにくい安心・安全なまちづくりに積極的に取り組んでいく。

(3) その他

① P D C A 体制の整備等

毎年度 K P I などの実績について、茨城県と水戸市で取りまとめ、水戸市地域産業活性化協議会に報告するとともに、効果検証を実施し、事業計画の実効性を高めていく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 5 年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日ま

でとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）